

# むつ市有償運送運営協議会設置要綱

平成27年2月3日制定

## (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、法第79条の登録を受けて行う福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し、その必要性並びに実施に伴う安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等について協議するため、むつ市有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法その他福祉有償運送及び過疎地有償運送に関し協議会が必要と認める事項

## (組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 市の住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者
- (4) 東北運輸局青森運輸支局長又はその指名する者
- (5) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (7) その他市長が必要と認める者

## (会長等)

第4条 協議会に会長をおき、第3条第2項第1号に掲げる者の中からこれを充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
  - 3 会議の議事のうち議決を要する事項については、出席委員の過半数の同意により決することとする。
  - 4 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
  - 5 委員は、自ら所属する団体の申請に係る第2条第1号に規定する事項の協議に参加することができない。
  - 6 委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。
  - 7 会議は、書面により協議することができる。
  - 8 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講ずるものとする。
  - 9 協議会の庶務は、総務政策部企画調整課において処理する。

(分科会)

- 第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項の協議について、必要に応じて分科会を設置することができる。
- 2 分科会は、関係する事業者及びその組織する団体、協議の対象となる当該地区の関係者その他会長が必要と認める者をもって構成する。

(守秘義務)

第7条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局等へ申請を行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。